

クラウドサービスと著作権について

平成 25 年 9 月
文化庁長官官房著作権課

1. 著作権法の基本的な考え方

著作権法では、著作物を創作した者（著作者）に、著作物の複製や公衆送信等についての排他的権利を一定期間専有させることとしている。したがって、著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得て著作物を利用することが原則となる。

著作権者は、著作物の利用の対価を得ることにより、新たな作品を創作し、次世代のクリエイターの育成などができる。

一方、著作権法では、著作物の利用の円滑化の観点から、私的利用目的の複製や、学校その他の教育機関における複製等、視聴覚障害者等のための複製等など、公益性の高い業務の円滑な遂行のためなどの一定の利用態様について、例外的に著作物の無断利用ができる場合を規定（権利制限規定）している。

このように、著作権法は、著作権の保護と著作物の利用の円滑化の調和が図られるよう、私人と私人との権利関係を規定した私法（民法の特別法）であって、他の行政法規とは性格が異なるものである。

2. 近時の動き・文化庁における検討状況

平成25年6月に知的財産戦略本部が決定した「知的財産政策ビジョン」や「知的財産推進計画2013」では、新しい産業の創出環境の形成に資するクラウドサービス等について、権利制限規定の見直しや事業の実施に向けた円滑なライセンス体制の構築等に向けた検討が求められている。（「知的財産政策ビジョン」等については別紙参照。）

これらを踏まえ、平成25年6月に文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「小委員会」）を開催し、小委員会において審議すべき事項について議論した結果、クラウドサービスと著作権の問題や、クリエイターへの適切な対価還元の在り方について重点的に議論すべきであるとの意見が多く示された。

このため、小委員会では、クラウドサービスと著作権について優先的に議論することとし、8月に開催された小委員会では、複数のクラウドサービス関係事業者からヒアリングや意見交換を行い、その後、クラウドサービスと著作権に関する論点について検討を進めている。

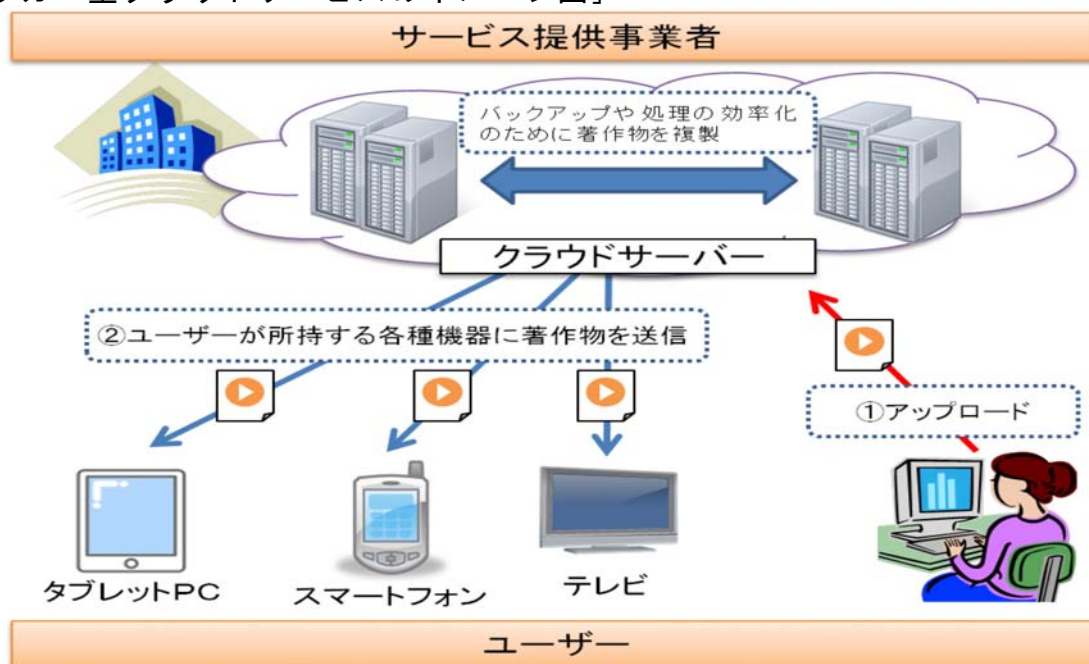
今後も、クラウドサービスと著作権との関係について、引き続き、小委員会において検討する予定である。

3. クラウドサービスと著作権の課題

(1) 検討の対象となるクラウドサービスの例

小委員会における関係者ヒアリングでは、クラウドサービスとして様々な種類のサービスが紹介されたが、特に、下図のような、私的使用目的の複製が関係するクラウドサービス（ロッカー型クラウドサービス）について、著作権法との関係を検討すべきとの意見が多く寄せられている。

[ロッカー型クラウドサービスのイメージ図]



(2) クラウドサービスと著作権に係る検討課題例

クラウドサービスと著作権との関係については、主に以下のような課題が指摘されている。

- ① クラウドサービスにおける著作物の利用行為主体について
- ② クラウドサービスと「私的使用目的の複製」との関係について（第30条第1項第1号関係）
- ③ 権利者への適切な対価の還元について

なお、上図のような、クラウドサーバーで行われるバックアップや処理の効率化のための複製については、バックアップ目的の複製は平成21年の著作権法改正により、また、処理の効率化目的の複製は、平成24年の著作権法改正により、権利制限規定が整備されている。

(3) 各検討課題例に対する小委員会における議論等

① クラウドサービスにおける著作物の利用行為主体について

小委員会における関係者ヒアリングでは、少なくとも利用者がコンテンツを自らサーバーのクローズドな領域に格納し、私的使用の範囲でのみ楽しむ場合であって、事業者が格納されたコンテンツの内容について知らないという場合であれば、基本的に利用者による複製であると整理できるのではないかといった意見等が示されている。

一方、ロッカー型サービスに共有機能がある場合には、著作物の利用は私的使用にとどまらない範囲に広がっており、インターネット上での権利侵害等が蔓延している大きな要素であるとの意見も示されている。

なお、著作物の利用行為主体については、例えば、カラオケスナックにおける客の歌唱につき、スナック経営者が主体であると判断したクラブキャッツアイ事件最高裁判決（最高裁昭和63・3・15民集42巻3号199頁）や、CD等に収録された音楽データを利用者のパソコン上で携帯電話により再生できる形式のファイルに変換した上で、インターネットを経由して事業者の運営するサーバーのストレージにアップロードし、利用者が登録した特定の携帯電話にダウンロードできるようにするサービスにつき、サービス提供事業者が音楽ファイルの複製主体であると判断したMYUTA事件（東京地判平成19・5・25判時1979号100頁）等の裁判例があり、これらを巡り、従前から議論されているところである。

② クラウドサービスと「私的使用目的の複製」との関係について

※ 著作権法上、私的利用目的の複製については、著作権者の許諾なく行うことができるが、当該複製が公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（以下「公衆用設置自動複製機器」）に該当する場合には、私的利用目的の複製であっても、著作権者の許諾が必要となる（第30条第1項第1号）。

小委員会の関係者ヒアリングでは、クラウドサービスに提供されるサーバーが公衆用設置自動複製機器に該当する可能性があるとする指摘があった一方で、立法当時の目的からみて、公衆用設置自動複製機器はサーバーを想定した規定ではないことは明らかであり、公衆用設置自動複製機器にサーバーが該当しないことを解釈で示せばよいのではないかといった意見も出されている。

③ 権利者への適切な対価の還元について

小委員会における議論では、今後、私的使用目的の複製に関する見直し等を検討する際には、一定の場合には権利制限と合わせて補償金の支払いを課すことによってバランスを取ることが検討されてしかるべきとの意見や、クラウドサービスの進歩に伴って利用者の利便性も増してゆくのであれば、権利者への補償の必要性も拡大していくのではないかとの意見が示されている。

(以上)

【参考1】知的財産政策ビジョン（平成25年6月）（同旨知的財産推進計画2013）

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

3. コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成

（1）新しい産業の創出環境の形成に向けた制度整備

【課題】

- ・新しい産業の創出・拡大に資するクラウドサービスやメディア変換などの促進に向け、私的複製に事業者が関与する場合などの権利制限規定の見直しや、事業の実施に向けた円滑なライセンス体制の構築など、必要な制度の在り方について検討が必要。

【取り組むべき施策】

- ・著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスやメディア変換サービスといった新たな産業の創出や拡大の促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。（文部科学省）

【参考2】参照条文

著作権法（昭和45年法律第48号）

（私的使用のための複製）

第30条 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

二・三 （略）

2 （略）